



資料4

精神保健福祉法改正に伴う 対応について

神奈川県健康医療局保健医療部

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

令和5年11月

目次

01 改正精神保健福祉法のポイント

02 法改正に伴う対応事業

01. 改正精神保健福祉法のポイント (令和6年4月施行)

入院者への訪問支援の推進

- ・市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- ・都道府県・政令市等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

(法35条の2 新設)

虐待発見時の都道府県等への通報の義務化

- ・病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県・政令市に通報しなければならない。

(法40条の3 新設)

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- ・病院の管理者は、精神障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずる。

(法40条の2 新設)

02. 法改正に伴う対応事業 (令和6年度以降)



国 (法律)



神奈川県

入院者への訪問支援の推進

虐待発見時の都道府県等への通報の義務化

医療機関における虐待防止の措置の義務化



入院者訪問支援事業 (新規)



虐待通報相談窓口の設置 (新規)



定期実地指導など (既存)